



新役員集合写真

あぶくま川水系角田地区 土地改良区の概要

(令和4年4月1日現在)

組合員数	5,149名
管理面積	5079ha
排水機場	9施設
揚水機場	123施設
ため池	58施設



21世紀土地改良区創造運動(横倉小学校(左)、枝野小学校(右))

令和4年8月1日 発行

●発行 者／あぶくま川水系角田地区土地改良区

●発行編集人／理事長 面川 義明

●印 刷／佐藤印刷株式会社

住 所／宮城県角田市角田字中島下458番地

電 話／0224-63-1234 FAX／0224-63-1358

E-mail／abukuma@kakuda-midori.net

H P／<http://www.kakuda-midori.net/>

ごあいさつ

あぶくま川水系角田地区土地改良区

理事長

面川 義明



このほど、任期満了に伴う役員改選にあたり新体制となった理事の互選会において、ご推薦をいただき理事長に就任しました面川義明です。就農してから約50年。昭和63年から土地改良区の総代役員としてお世話になるとともに、コメを中心とした専業農家として家族とともに田んぼに向き合ってきました。

昨今の農業とくにコメをめぐる情勢は、予想をはるかに超える早さで激変する厳しい環境を前に身が引き締まる思いです。常に生産現場で田んぼに向き合っている皆様の声を真摯に受け止め職務に励み、組合員の皆様のお役に立てるよう努力して参ります。

当土地改良区は、平成26年4月に当時の角田土地改良区と角田隈東土地改良区が合併し、角田市と丸森町に亘る受益面積約5,000ヘクタールに及ぶ県内有数の「あぶくま川水系角田地区土地改良区」として発足してから8年が経ちます。

農村社会構造の変化に伴い、土地改良区は「何をしているかわからない団体。単に田んぼの用水と排水を管理している団体だ」と言われる状況もあります。いま私たち役職員に求められている課題は、市町の垣根を越えて「伊具盆地の農業」という大きな視点に立ち地域農業の新しい姿を創造することです。そのためには、自ら変わることが問われています。

土地改良区は、食糧生産の基盤である農地を守り、育むという最も大切な役割を担っています。阿武隈川の恵みを享受し、日本人の原風景ともいえる「田んぼ」を若い世代に継承することは私たち土地改良区の大切な責務です。

まずは、古来より四方を山に囲まれた伊具盆地のほぼ中央を流れる阿武隈川の治水との苦闘の歴史の中から生まれた先人の知恵に学ぶことから始めなければなりません。世界情勢の混乱もあり、ますます農業生産現場も混乱し多くの困難が予想されますが、その解決策は、生産現場に必ずあると信じ事業推進にあたります。

現在、かんがい排水施設としては東北最大規模を

誇る江尻排水機場の国営施設応急対策事業「角田地区」として大規模改修事業が進められております。農林水産省をはじめとする関係機関の皆様のご理解とご支援をいただき事業促進がなされているところでありますが、更なるご支援をお願いいたします。また、角田市・丸森町の令和元年東日本台風による未曾有の浸水被害などを踏まえ、地域内のさらなる排水機能強化事業の検討も始まろうとしています。農業だけではなく地域全体の防災・減災の観点からも田んぼや農業関連施設の役割を再認識し、100年先を見据えた安心・安全な地域づくり構想が進んでおります。その中心となるのは地域の治水対策であります。農地や地域内の排水を担い、住民の生命財産を守る重要施設が排水機場であり、その管理運営を担うのが「あぶくま川水系角田地区土地改良区」です。その責任は重く強い使命感をもって役職員一丸となって業務運営に努めてまいります。

ところで、4年前に土地改良法が改正され、員外監事の導入が求められました。この度の任期満了に伴う改選で員外監事として角田市出身の元農林水産省官房長の荒川隆氏に就任していただきました。農林水産省を退官したものの公私ともに多忙を極まる日々を過ごしています。そのような中でも員外監事就任を快諾していただきました。

将来にわたり土地改良区が永続するためには地域との共生と真の仲間づくりが欠かせないといわれています。今回の土地改良法改正にあたり準組合員制度もあらたに導入されました。地域と共生していくためには、開かれた土地改良区としての活動にも積極的に取り組む時代になりました。時代の流れを敏感にとらえ、地域農業の先駆的役割を担う団体としての気概のもとに事業運営にあたりますので、益々のご支援ご協力をお願いいたします。

結びに組合員の皆様、各関係機関の皆様の更なるご健勝とご発展をご祈念申し上げ就任の挨拶といたします。

あぶくま川水系角田地区土地改良区新役員の紹介

令和4年6月10日執行役員総選挙選挙会にて、全地区無投票により理事14名・監事3名が当選となりました。また、理事並びに監事互選会が開催され、理事長に面川義明氏、副理事長に佐藤幸治氏、理事長職務代理者に遠藤裕一氏、総括監事に只野純一氏が就任いたしました。

なお、土地改良法の法改正に伴い、今期より角田市出身の元農林水産省官房長 荒川 隆氏を組合員外監事として迎えております。

役員の任期は令和4年6月27日～令和8年6月26までの4年間となります。

理 事



理事長
面川 義明
(北 郷)



副理事長
佐藤 幸治
(大 内)



職務代理者
遠藤 裕一
(西 根)



理 事
鈴木榮次郎
(角 田)



理 事
柄目 利徳
(角 田)



理 事
遠藤 信悦
(枝 野)



理 事
秋葉 修一
(藤尾・東根)



理 事
星 光彦
(藤尾・東根)



理 事
穴戸 良一
(藤尾・東根)



理 事
齋藤 一郎
(桜)



理 事
馬場 茂
(北 郷)



理 事
日下 徳彦
(西 根)

監 事



理 事
森 正之
(小斎・金山)



理 事
長谷部公雄
(館矢間)



総括監事
只野 純一



監 事
星 晋一



監 事
荒川 隆

ご苦労様でした

任期満了に伴う役員の改選により、多年にわたり土地改良区の運営に貢献され、地域農業の発展にご尽力いただき、この度退任されました皆様には心から感謝申し上げます。

亀 谷 久 雄 前理事長
笠 松 善 之 前 理 事
渋谷 克 彦 前 理 事
鈴 木 昭 一 前 理 事

佐 藤 勇 蔵 前 理 事
遠 藤 良 夫 前 理 事
高 橋 早 苗 前 監 事



員外監事 荒川 隆氏 特別寄稿

このたび、当土地改良区の員外監事に就任した荒川隆です。平成30年の土地改良法改正により、原則としてすべての土地改良区に組合員以外の監事（員外監事）が導入されることになりました。私は、ご当地角田市の出身であり、高校まで角田で過ごしました。大学卒業後農林水産省に奉職し、4年前に退官するまでの36年間、食料・農業・農村政策に携わってまいりました。

先の土地改良法改正にも、農村振興局長として立案から国会審議まで直接携わりましたが、今般、担当した法改正事項である員外監事に自ら就任することとなったのも何かのご縁です。ご推挙いただいた総代を始め関係者の皆様のご期待に沿うべく、業務に当たってまいります。

土地改良区は、義務加入制度の下で賦課金徴収権も有するなど、他の法人にはない強い権限を有しています。このため、土地改良区の運営に当たっては、法令・定款・規程等に基づく公正で透明性のある業務執行が求められるのは当然ですが、反面、業務の範囲や執行手続きが保守的で柔軟性に欠けるといふ恨みもあります。

農業・農村の縮小や農村と都市の間の隔たりの拡大など土地改良区をめぐる情勢が大きく変化している昨今、土地改良区に対する農外からの視線は厳しさを増しています。土地改良区の安定した運営のためには、従来同様、地域の農地利用の効率化や水管理の合理化という公益実現や地域農業振興のための活動はもちろんです。農外の地域住民や消費者の理解と共感を得ることも重要です。農業者が生産する農産物の多くは、食品製造・加工業や卸売・小売業、外食産業を通じて消費者の手に渡ります。農業者が日々努力して生産しても、最終消費者の手に取ってもらえないのでは価値を生み出しません。

このような状況変化に対応して、土地改良区も変わっていく必要があります。地区内で水路の泥揚げや畔の草刈りなど共同活動に従事するNPOや子供会、生協などに広く准組合員として参加してもらうことも大切です。また、農業者から消費者までの「食料システム」の一員として、すべての主体と連携して、知恵を絞り共に行動・発信していくことが不可欠です。

当土地改良区の行うこのような活動の一助になれるよう、私も「員外」の視点をもって努力してまいりますので、よろしくお願い致します。

あら かわ たかし
荒川 隆氏 経歴
1959年
宮城県角田市生まれ。
82年農林水産省入省。
官房長、農村振興局長を歴任し、2018年退官。

あぶくま川水系角田地区土地改良区新総代決まる!!

令和4年5月13日の選挙執行により第1選挙区から第9選挙区まで60名の新総代が決定致しました。任期は令和4年5月25日～令和8年5月24日までの4年間となります。

選挙区	地 区	氏 名			
第1区	角 田	山 田 毅	仙 石 利 幸	小 桧 山 清一郎	瀬 沼 一 雄
		柴 崎 勲	齋 藤 一 榮	油 井 政 晴	熊 谷 繁 寿
		高 橋 浩 一			
第2区	枝 野	南 部 一 広	今 野 秀 一	齋 藤 啓 一	伏 黒 善 彦
		八 巻 隆 次	室 井 良 一		
第3区	藤尾・東根	南 條 宗 男	太 田 誠	佐 藤 清 彦	森 勝 宏
		八 巻 洋	安 斎 幸 一	渡 邊 正 行	佐 藤 竜 治
		長 尾 秀 吉			
第4区	桜	加 藤 貞 夫	高 橋 宏	鈴 木 剛	玉 手 公 夫
		太 田 善 浩	佐 藤 清 吉	鈴 木 基 夫	池 田 洋 昭
第5区	北 郷	水 野 一 彦	佐々木 峯 生	佐々木 慶三郎	永 沼 健 一
		齋 藤 孝			
		井 上 平 正	大 槻 藤 夫	小 野 良 憲	佐 藤 良 治
第6区	西 根	松 浦 次 喜	小 野 修 一	高 橋 一 生	遠 藤 昌 芳
		菊 地 喜 一			
第7区	小斎・金山	加 川 守 一	砂 澤 正	横 山 博 昭	佐久間 公 一
		松 野 理一郎			
第8区	大 内	八 巻 幸 生	林 力 男	渡 部 寿 昭	佐 藤 広 光
		渡 辺 政 美			
第9区	館 矢 間	佐 藤 徹	久 保 卓 郎	菊 地 清 弘	佐 藤 一 郎

国営角田土地改良事業(国営施設応急対策)の実施状況

阿武隈土地改良調査管理事務所 角田支所

1. はじめに

本事業は、前歴事業の国営角田土地改良事業(昭和59年度～平成7年度)で整備された江尻排水機場の性能低下や大規模地震に対応するため、令和元年8月に着工し、令和8年度までの予定で江尻排水機場の施設機能の保全と耐震化のための整備を行います。

2. 令和3年度の工事実施内容

昨年度は、以下の工事を実施しました。なお、③～⑥は現在も実施中です。

工 事 件 名	工 期	内 容
①江尻排水機場導水路補修その他工事	R3. 8 ～R4. 3	導水路コンクリート補修、機場清水槽耐震補強
②江尻排水機場仮栈橋設置工事	R4. 1 ～R4. 5	仮栈橋下部工設置
③江尻排水機場第3第4制水門ゲート設備改修工事	R3. 11～R4. 12	第3、4制水門ゲート補修
④江尻排水機場自家発電機ほか改修工事	R3. 11～R4. 10	自家発電機、換気設備等更新
⑤江尻排水機場除塵設備製作据付工事	R4. 1 ～R5. 6	除塵機更新
⑥ICT排水管理設備製作据付工事	R3. 11～R5. 3	排水管理設備(ICTモデル事業)



導水路補修完了



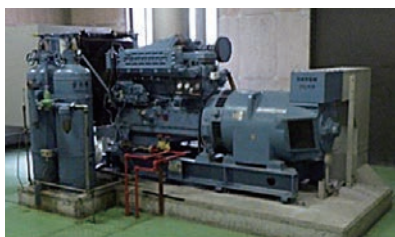
第3,4制水門ゲート補修中



換気設備(現況)



除塵機(現況)



自家発電機(現況)



3. 令和4年度の工事計画

今年度は、令和3年度からの継続工事(上記②～⑥)を行うとともに、新たに下表の工事を計画しています(現時点の予定であり変わる場合があります)。工事の実施中は、江尻排水機場の周辺において工事車両等の出入りが頻繁になりますので、付近を通行の際には十分にご注意頂くとともに、工事車両等の通行へのご協力をお願い致します。

工 事 件 名	工 期	内 容
①江尻排水機場ポンプ設備補修工事(仮称)	R4. 12～R8. 3	2号、4号ポンプ補修、電気設備更新
②江尻排水機場第1制水門ゲート設備改修工事(仮称)	R4. 9 ～R5. 3	第1制水門ゲート補修工事
③江尻排水機場 仮栈橋設置工事(仮称)	R4. 9 ～R5. 3	仮栈橋上部工設置
④ICT排水管理設備製作据付(その2)工事(仮称)	R4. 9 ～R5. 3	計装設備(ICTモデル事業)



ポンプ(現況)



第1制水門ゲート(現況)



第10回臨時総代会開催

令和3年10月29日午後1時30分よりかくだ田園ホールに於いて第10回臨時総代会が開催されました。

議案は、令和2年度各種会計収支決算並びに令和3年度一般会計収支補正予算等を審議いたしました。今回の議長は、小斎・金山地区松野理一郎総代によって進められ、報告事項及び提案した12議案は、すべて承認又は原案可決されました。提案した議案は次のとおりです。

第10回臨時総代会提案議案

報告1号	監査結果の報告について
第1号議案	理事の補欠選挙執行について
第2号議案	令和2年度一般会計収支決算書について
第3号議案	〃 基本財産積立金会計収支決算書（特別会計）について
第4号議案	〃 役員退任慰労金積立金会計収支決算書（特別会計）について
第5号議案	〃 職員退職給与積立金会計収支決算書（特別会計）について
第6号議案	〃 財政調整基金積立金会計収支決算書（特別会計）について
第7号議案	〃 維持管理積立金会計収支決算書（特別会計）について
第8号議案	〃 決算金積立金会計収支決算書（特別会計）について
第9号議案	〃 事業会計収支決算書（特別会計）について
第10号議案	〃 事務所改築基金積立金会計収支決算書（特別会計）について
第11号議案	〃 事業報告書及び財産目録について
第12号議案	令和3年度一般会計収支補正予算について



理事長挨拶



小斎・金山地区松野理一郎総代

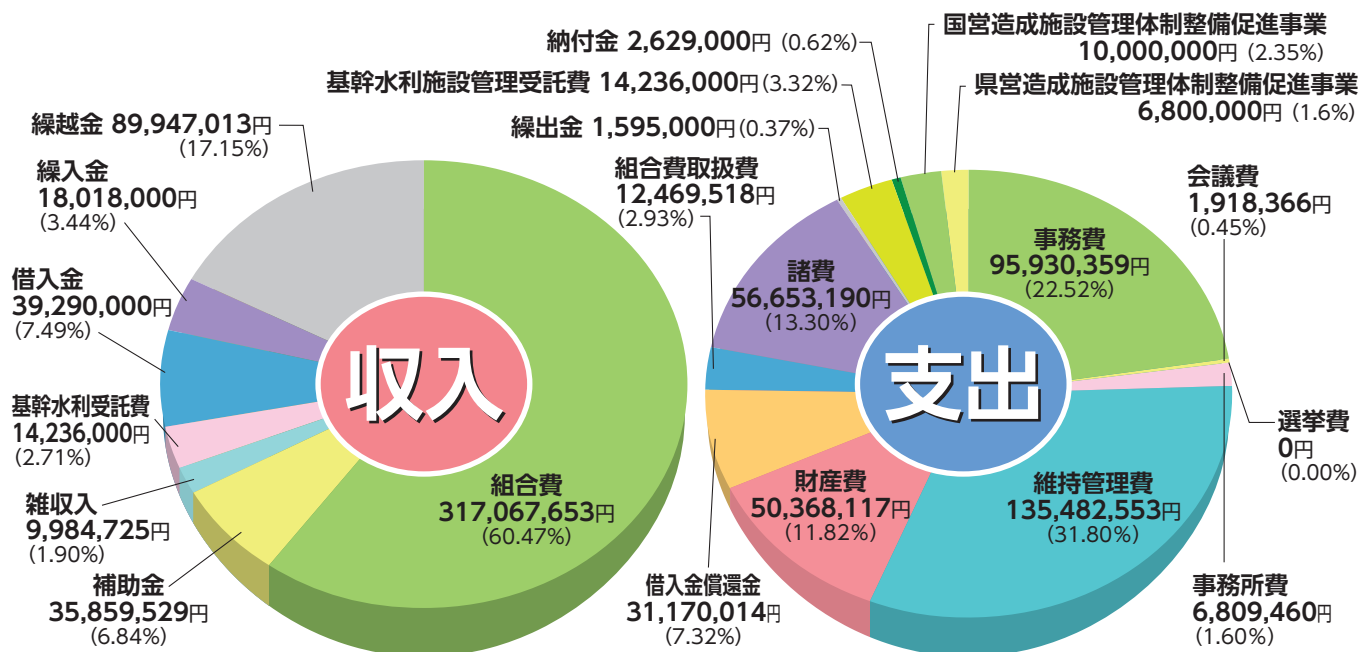


採決の様子

令和2年度 各種会計収支決算

令和2年度一般会計収支決算額

収入 524,402,920 円
支出 426,061,577 円
翌年度繰越 98,341,343 円



令和2年度特別会計収支決算額

収入 536,766,834 円
支出 69,140,529 円
翌年度繰越 467,626,305 円

収入

単位：円

科目	繰越金	決済金	繰入金	雑収入	交付金	計
基本財産積立金	80,706,024		4,800	1,793		80,712,617
役員退任慰労金積立金	743,274		770,000	6		1,513,280
職員退職給与積立金	67,103,448		19,000,000	3,434		86,106,882
財政調整積立金	250,149,289		10,401,968	14,090		260,565,347
維持管理積立金	63,855,927		20,000,000	606		83,856,533
決済金積立金	2,200,090	1,861,973		29		4,062,092
事業会計			1,595,000		14,355,000	15,950,000
事務所改築基金積立金	1,800,000		2,200,000	83		4,000,083
計	466,558,052	1,861,973	53,971,768	20,041	14,355,000	536,766,834

支出

単位：円

科目	給付金	繰出金	区債及び借入金	償還金	適正化事業費	計
基本財産積立金						0
役員退任慰労金積立金						0
職員退職給与積立金	23,816,682					23,816,682
財政調整積立金		18,018,000				18,018,000
維持管理積立金			9,155,757			9,155,757
決済金積立金		2,003,851		196,239		2,200,090
事業会計					15,950,000	15,950,000
事務所改築基金積立金						0
計	23,816,682	20,021,851	9,155,757	196,239	15,950,000	69,140,529

第8回通常総代会開催

令和4年3月18日午後1時30分より、当土地改良区2階大会議室に於いて第8回通常総代会が開催されました。なお、宮城県県の指導により新型コロナウイルス感染症対策の為、書面議決による総代会開催となりました。

議案は、令和3年度一般会計収支補正予算並びに令和4年度一般会計収支予算等を審議いたしました。今回の議長は、大内地区佐藤新造総代によって進められ、報告事項及び提案した28議案は、すべて承認又は原案可決されました。提案した議案は次のとおりです。

第8回通常総代会提案議案

報告1号	中間監査の報告について
第13号議案	令和3年度花島地区水利施設整備（基幹水利施設保全型）事業の分担金計画変更について
第14号議案	〃 新小斎地区水利施設整備（基幹水利施設保全型）事業の分担金計画変更について
第15号議案	〃 県営尾袋川東地区土地改良事業（区画整理事業）の分担金計画変更について
第16号議案	日本政策金融公庫資金借入金の変更について
第17号議案	令和3年度一般会計収支補正予算について
第18号議案	あぶくま川水系角田地区土地改良区規約の一部変更について
第19号議案	〃 会計細則の廃止について
第20号議案	〃 会計細則の制定について
第21号議案	〃 施設更新積立金管理規程の制定について
第22号議案	〃 施設更新積立計画の制定について
第23号議案	〃 財政調整基金積立規程の一部変更について
第24号議案	〃 財政調整基金積立金管理運用規程の一部変更について
第25号議案	〃 地区除外等処理規程の一部変更について
第26号議案	〃 維持管理積立金管理運用規程の廃止について
第27号議案	令和4年度賦課事務及び賦課金徴収の方法について
第28号議案	〃 地区除外決済金の徴収方法について
第29号議案	〃 施設使用負担金の徴収基準及び徴収方法について
第30号議案	〃 一般会計の支出予算中款内流用について
第31号議案	〃 中谷地・沼尻地区水利施設整備（基幹水利施設保全型）事業の分担金計画について
第32号議案	〃 坂津田地区水利施設整備（基幹水利施設保全型）事業の分担金計画について
第33号議案	〃 花島地区水利施設整備（基幹水利施設保全型）事業の分担金計画について
第34号議案	〃 坪石地区水利施設整備（基幹水利施設保全型）事業の分担金計画について
第35号議案	〃 桜地区水利施設整備（基幹水利施設保全型）事業の分担金計画について
第36号議案	〃 新小斎地区水利施設整備（基幹水利施設保全型）事業の分担金計画について
第37号議案	〃 県営尾袋川東地区土地改良事業（区画整理事業）の分担金計画について
第38号議案	日本政策金融公庫資金の借入及び利率並びに償還方法について
第39号議案	令和4年度一般会計収支予算について
第40号議案	〃 土地改良施設維持管理適正化事業の加入及び計画並びに施行について



理事長挨拶

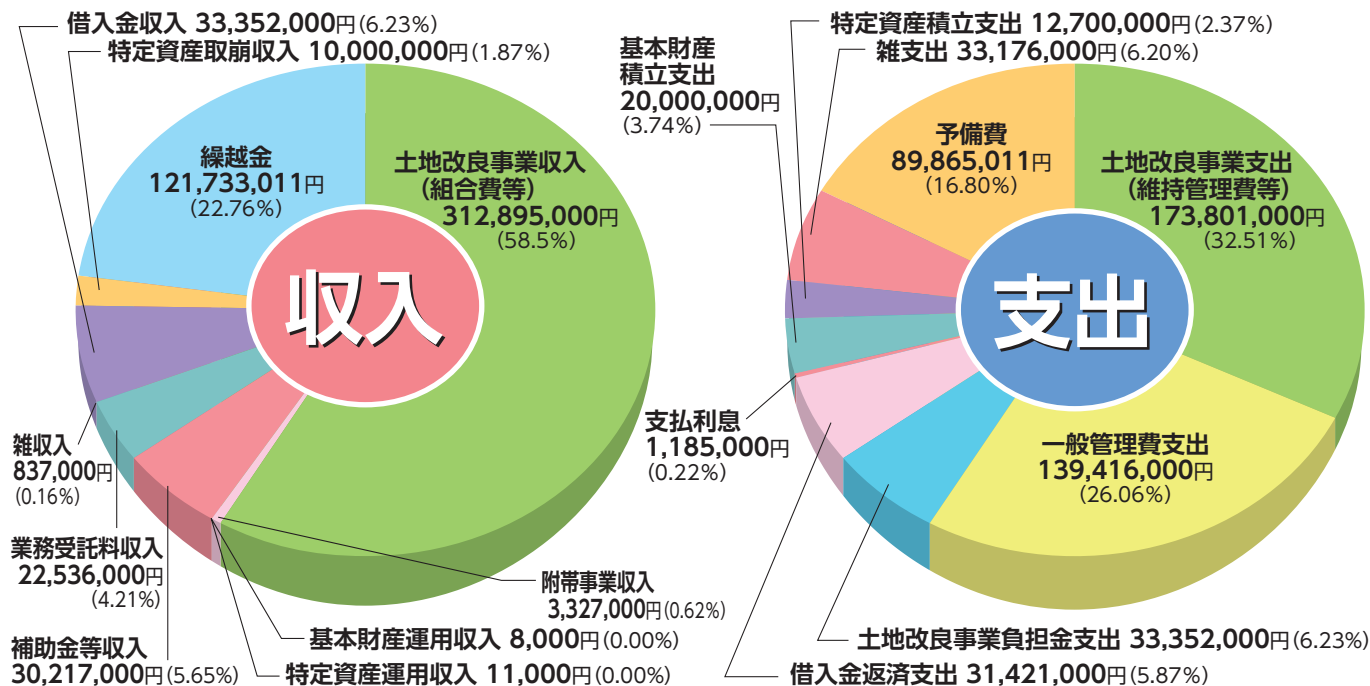


総代会の様子

令和4年度一般会計収支予算

令和4年度一般会計収支予算額

収 入 534,916,011 円



お知らせ

土地改良法の改正により、土地改良施設を管理するすべての土地改良区は、原則として貸借対照表の作成・公表を行うことが義務づけられました。当土地改良区でも令和3年度より複式簿記方式にて会計処理を行い、より透明性の高い土地改良区事務運営を行っております。

なお、令和3年度は単式簿記より複式簿記への移行期間でしたが、令和4年度より複式簿記に完全移行となりますのでご了承願います。

令和2年度 財産目録

(単位：円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
1. 流動資産	124,259,547	1. 長期負債	243,630,059
現金及び預金	100,243,345	日本政策金融公庫借入金	243,630,059
未収金	24,016,202	2. 積立金	385,051,686
2. 特定資産	465,764,303	役員退任慰労金積立金	1,513,280
基本財産	80,712,617	職員退職給与積立金	62,290,200
役員退任慰労金	1,513,280	財政調整基金積立金	242,547,347
職員退職給与引当金見返預金	62,290,200	維持管理積立金	74,700,776
財政調整基金	242,547,347	事務所改築基金積立金	4,000,083
維持管理	74,700,776		
事務所改築基金	4,000,083		
3. 固定資産	210,022,891		
土地	104,907,750		
建物	52,281,000		
車両等	21,186,706		
船舶	582,530		
備品	31,064,905		
計	800,046,741	計	628,681,745

令和4年度 10a当り賦課金単価表

(単位：円)

【限西地区】

1. 江尻排水機場水系排水賦課金

等 級	1	2	3	4	5	6
田	2,364	1,970	1,576	1,182	788	394
畑	1,182	985	788	591	197	—

2. 堀切排水機場水系排水賦課金 737
 3. 坪石・桜揚水機場水系用水經常賦課金 6,488
 4. 館矢間揚水機場水系用水經常賦課金 6,488
 5. 県営館矢間西部ほ場整備賦課金 3,632
 (館矢間西部償還期限 令和8年)

○計算方法 (例)江尻排水1等級、坪石桜揚水機場系統用水の水田の場合
 排水2,364円 + 用水6,488円 = 8,852円 × 面積

【限東地区】

1.排水費

地区名 地 域	限 東			北谷地		坂津田		平 貴			大内
	A	B	C	A	B	A	B	A	B	C	均一
田	4,250	3,100	1,950	3,250	2,350	2,750	2,050	4,600	3,300	2,150	2,850
畑	2,610	1,950	1,300	1,950	-	1,800	-	2,800	2,050	1,450	1,500

2.用水費

地区名 地 域	限東南	限東北	藤田用水	大 内		
	均一	均一	均一	機械	堰	ため池
田	5,050	5,150	7,100	3,400	3,100	2,800

3.受益費

事業地区名	枝野区画
単 価	300
償還期限	令和4年

○計算方法
 (例)排水(限東A)、用水(限東南)の水田の場合
 排水4,250円+用水5,050円=9,300円×面積



※組合費賦課金は全8期で徴収し、賦課金の割合は、均等割りいたします。
 (端数は1期に加えます。)

※賦課金額1万円未満の場合は、1期(5月)に全額徴収します。

※区画整理済区域については事業に係る受益費が償還期限まで加算されます。

※施設使用に係る負担金については改良区へお問い合わせください。

※賦課金は土地改良区組織運営上、並びに事業遂行上必要な経費ですので、休耕又は転作した場合でも通常通り付加されます。



令和4年度 地区除外決済金

決済金 とは、農地転用や公共事業による買収等で地区除外される場合に、残された農地が将来過剰負担にならないように、土地改良法第42条及び地区内農地転用に係る地区除外等処理規程により、長期借入金及び施設の維持管理費等の負債を一括納入していただくものです。

(10a当たり 単位：円)

【限西地区】

1. 土地改進黨業決済金

1. 館矢間西部ほ場整備 11,392

2. 維持管理事業決済金

1. 江尻排水機場水系

等級	1	2	3	4	5	6
田	57,408	47,840	38,272	28,704	19,136	9,568
畑	28,704	23,920	19,136	14,352	4,784	—

2. 堀切排水機場水系 32,831

3. 用水事業（角田・丸森館矢間） 42,547

【限東地区】

1. 土地改進黨業決済金

1. 枝野区画 100

2. 維持管理事業決済金（借入償還金含む）

地域別	田			畑		
	A	B	C	A	B	C
限東南地域	54,293	49,210	7,624	10,166	7,624	5,083
藤田地域	38,319	33,236	7,624	10,166	7,624	5,083
北谷地地域	48,307	43,216	—	10,182	—	—
坂津田地域	44,828	40,731	—	8,194	—	—
平貫地域	44,296	40,351	5,917	7,890	5,917	3,945
大内地域	28,722	27,096	25,470	6,413	※大内天水掛かり 12,957	

お知らせ

土地改良区賦課収納体制の見直しについて

あぶくま川水系角田地区土地改良区では、今般の各種費用・口座手数料の値上げを受け組織運営の効率化等を図るため、**令和5年度から**賦課収納体制を下記の内容に見直す事を検討しており、総代会の議決を得て改めて組合員へ周知致します。

なお、賦課期別の見直しにより**支払総額は変わりませんが**、一期毎の支払金額が増すことへ組合員の皆様のご理解とご協力を頂きます様お願い申し上げます。

● 賦課収納体制の見直し（案）

① 賦課期別回数・時期の見直し

現状：8期制（5月～12月） ⇒ 令和5年度より：**4期制へ**（支払い月検討中）

② 小金額の一括徴収額の見直し

10,000円未満 ⇒ 20,000円未満（第1期徴収）

● 賦課収納体制見直しによる期待される効果

- ① 賦課業務、各種費用・口座手数料等の経理・事務コストの削減、未納整理の強化
- ② 複式簿記に対応した賦課収納
- ③ 用水使用料年内納入による確定申告年度の明確化
- ④ 納税組合の収納業務の負担軽減 等

国営造成施設管理体制整備促進事業

推進活動費300,000円

負担割合（国50%、県25%、市25%）



啓発活動（出前学習、水利施設見学会、水路探検）

（桜小学校、角田小学校、西根小学校、北郷小学校、横倉小学校）

出前学習は、管内小学校で土地改良区の役割や施設の持つ多面的機能、歴史について学びの場を提供致します。

近年話題になっている「SDG s（持続可能な開発目標）」と改良区の関係性についても学習を行い教育現場でも興味関心が高まっているのを実感しました。

水利施設見学会では、管内の水利施設（揚排水機場・用水路）を角田市のバスに乗り丸森橋の取水口から、末端の江尻排水機場まで職員が現地で説明しました。また、台山公園敷地内にある「江尻排水ポンプ展示館」では、江戸時代からの記録や高山上水翁の偉業、当時東洋一と謳われた江尻排水ポンプを見学しました。



角田小学校出前学習にて



北郷小学校水利施設見学会にて



西根小学校水利施設見学会にて

啓発活動（EMによる水質浄化啓発活動・ゴミの不法投棄防止）

（桜小学校、西根小学校）

水路・環境美化とゴミの不法投棄防止、生態系保全を目的に、管内の小学校と角田市地域婦人会、桜地区環境部会、高蔵寺ホタル祭実行委員会と共同で、土壌改良や水質浄化効果があるEM（有用微生物群）を使用した美化啓発活動を実施しました。



桜小学校EM発酵液プール投入にて



桜小学校EM元気玉作りにて



西根小学校EM元気玉投入にて

協定活動（環境美化啓発活動、施設の管理強化、職員の技能向上）

（角田市地域婦人会、㈱佐藤建設・環境を守る会、後沖地区環境を考える会、㈱東北宮川製作所、㈱谷工機社、星 昭男氏）

土地改良区が管理する水利施設の持つ多面的機能について理解が得られ、環境美化啓発、施設の管理強化、施設維持管理に対する職員の技能向上を目的に各団体と協定を締結しています。今後も多面的機能の普及啓発を行うとともに、皆様のご理解とご協力をお願い致します。

令和3年度 主な土地改良事業紹介

令和元年度 農業農村整備事業（県営農地等災害復旧事業）

角田市（負担割合：国97.5%、県1.5%、改良区1.0%）

丸森町（負担割合：国99.9%、県0.07%、改良区0.03%）



平貫排水機場外災害復旧工事(防水壁設置等)
事業費：78,299,100円



土合堰災害復旧工事
事業費：61,682,500円

県営水利施設整備事業



桜揚水機場 1・2号主ポンプ設備整備、補器設備・機械設備・電気設備更新
事業費：446,299,700円（負担割合：国50%、県29%、市14%、改良区7%）R3以降



新小斎揚水機場 1号主ポンプ設備整備、電気設備更新
事業費：282,731,900円（負担割合：国50%、県29%、市14%、改良区7%）R3以降

— 用水の利用について —

用水は、国が定めた水利権に基づき許可を得て河川から取水をしております。

年間の総取水量も定められており、水量には限りがある為、効率的な用水運用にご協力お願い致します。

あわせて、水路と溝畔の管理についてもご協力お願い致します。

- 上流で掛け流しをすると下流で水不足になります。用水は組合員の共通財産であり、国で定めた水利権量でしか揚水できません。田んぼに水が溜まったら水閘を閉じる等、上流・下流共に融通し効率のよい水利用をお願い致します。
- 用水使用時は、入り口の水閘だけでなく排水口や畦畔からの漏水が無いか必ず確認してください。どんなに用水を流しても、排水側から抜けていると水田に水は溜まらず、下流の水田に水を届けることができません。
- 草刈り作業後は、必ず下流の水路を確認し刈り草を処分してください。放置した刈り草が詰まり、そこに土やゴミも堆積し水路の越水や畦畔の流出の原因となるので必ず処分してください。
- 水路沿いの草刈りと水路に堆積した土を除去してください。草が水路に垂れていると用水の流速を遅くし、土が堆積すると用水が届きません。



新型コロナウイルス感染症に対する 当土地改良区の対応について

今年もコロナウイルスの影響を受ける中、これまで通り当土地改良区ではマスク着用での対応をさせていただいております。

つきまして事務所へのご来庁の際には、状況が改善されるまでの間、感染拡大防止対策をふまえ、玄関先での検温、入庁記録簿記入、手指のアルコール消毒、マスク着用を引き続きお願い致します。



水難事故防止にご協力ください!!

近年農業用施設での水難事故が多発しており、当土地改良区でも、水難事故を防止する為に、小学校への啓蒙チラシ配布、看板や立て札、防護フェンスの設置、修繕等を行っております。

また、水路やため池周辺で釣りや水遊び等をする子供を見つけた場合は、『あぶないよ!』とご注意下さいますようお願い申し上げます。



職員紹介

総務課

総務課長 高野 憲一
課長補佐兼会計主任 山家 純子
庶務係主事 八巻 海夕
会計係主事 佐藤 藍斗
会計係主事 佐藤 楓
主査(再任用) 小野 則行

賦課徴収課

賦課徴収課長 佐藤 進

事業課

事業課長 加川 敏広
課長補佐 渡邊 寿伸
事業係長 斎藤 匡
事業係長 渡邊 賢

用排水係主事 曳地 翔太
用排水係主事 菅野 大樹

(令和4年4月1日現在)





組合員の皆様へ

組合員の資格に移動があった場合は届け出が必要です!

- 農地を売買又は交換したとき。又は、相続、贈与されたとき
- 農業委員会等で農地を貸借したとき。又は、解約したとき
- 農業者年金の受給又は、老齢等で後継者に経営委譲するとき
- 組合員が亡くなられたとき（名義変更） 又は、組合員の住所や電話番号が変わったとき
- 納税組合を脱退されたとき
- 農地を農用地外（宅地・山林等）に転用するとき（農地転用に関する届出）
- 公共用地（道路・河川等）に買収されたとき

※毎年4月1日現在の組合員名簿と土地台帳を基準に新年度の賦課金を算定しますので、上記の移動があった場合は忘れずに届出を提出してください。

※届け出用紙は改良区に設置又はホームページよりダウンロードできます。ご希望により郵送致しますのでご連絡願います。

※農地転用や公共事業による買収で地区除外をされる場合は『決済金』の納付が必要となります。

【ご注意】 市町村や農業委員会、法務局等の公共機関で土地の権利移動の手続きを行っても直接土地改良区に届け出をしなければ組合員台帳の修正は行われません!

賦課金は期日を守って納入して下さい!

- 土地改良区組合費賦課金の納入は5月から12月までの全8期となっております。

期日を守って納入頂きます様ご協力をお願い致します。

納入方法 ・納税組合

- ・窓口納付（JAみやぎ仙南、ゆうちょ銀行、土地改良区）
- ・自動口座振替（JAみやぎ仙南・ゆうちょ銀行・七十七銀行）

郵便局の振込用紙の支払いは、組合員に手数料110円加算されますのでご理解の程お願い致します。

- 賦課金の自動口座振替を希望される方は土地改良区までご連絡ください。

なお、振替口座の名義人や口座番号等に変更が生じたときは、速やかに届出願います。

- 賦課金の未収納が発生した場合は、改良区役職員が一丸となって未収納金の回収を行っております。

- 組合賦課金の滞納者に対しては、関係機関の指導のもと滞納処分の手続きを行うようになります。

・支払いの意思が確認できない場合、又は分納契約が正確に履行されない場合には、財産の差押さえ等の処分を行う場合があります。

注意! 滞納賦課金は新組合員の負担

～土地改良法第42条 権利義務の承継～

- 農地の移動・売買の際は、賦課金滞納の有無にご注意下さい。その滞納は土地改良法上、新しい組合員へ支払の義務が継承致します。

- 競売物件には土地改良区賦課金の滞納有りと明記されておりますのでご確認下さい。